■ 内を記入してください。 申請敷地及び敷地周辺の道路状況がわかる縮尺1/2,500程度の <u>A4サイズの位置図を添付</u> してください。	
[注意] 調査事項記入(下見印受領等)後の複写使用不可	
調 査 報 告 書	_2. 地域•地区
信先)指定確認検査機関 (仮受付番号第()号	□都市計画区域内(□ 市街化 □ 市街化調整)□下水道処理区域 法31条(□ 内□ 外(浄化槽要))
様 令和 年 月 日	
<u></u>	3. 下見関係先 (◇意見書·事前協議済の裏書き要/□事前協議済の裏書き要/○事前協議のみ
計 画 概 要 (送信者)大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課長	◇ 大規模建築物の事前協議 (開発調整部開発誘導課) □ ごみ保管施設 (環境局事業管理課)
・申請の種類 🗆 新規 🗆 計画変更 🗆 建築物 🗆 工作物	◇ 準大規模建築物の届出 (同上) ○ 建築計画事前公開制度 (建築指導部(建築相談))
工東 ○ 新製 □ 増築 □ 改築 □ 用途変更 □ 移転	◇ 開発許可要否判定·都市計画法29条許可 (同上) ○ 防災計画書の評定 (同上(建築確認))
・工事の種別 □ 大規模の修繕 □ 大規模の模様替	◇ 盛土規制法12条許可(盛土許可要否判定) (同上) □ 建築物総合環境評価制度(CASBEE) (同上(設備))
・建築主氏名	◇ 緑化指導要綱 (同上) □ 電波法 (近畿総合通信局無線通信部)
(事務所名)	◇ ひとにやさしいまちづくり整備要綱 (同上) □ 防災無線(中央・西・港・浪速・住之江)(危機管理室)
・代理者名(氏 名)(電話番号)	◇ ワンルーム形式の建築物に関する指導要綱 (同上) □ 埋蔵文化財包蔵地内 (教育委員会文化財保護課)
(地番)大阪市 区	○ 土地区画整理法76条 (同上) □ 臨港地区 (大阪港湾局開発調整課)
・建築場所 (住居表示) 大阪市 区	○ 都心居住促進のための住宅附置指導要綱 (同上) □ 河川法55条 (各河川管理者)
 ・敷地面積 () m² ・現況区域面積() m² 	□ 地区計画 □ 風致地区 (計画部都市計画課) □ 地下鉄沿い建築物 (㈱大阪メトロサービス)
・建築面積 () m² ・延べ面積() m²・駐車場面積() m²	□ 附置義務駐車場・駐車場法 (同上) □ JR東西線沿い建築物 (関西高速鉄道㈱)
・階数 (地上 階 地下 階)・建物高さ()m・塔屋を含む建物高さ()m	◇ 附置義務自転車駐車場 (開発調整部開発誘導課) □ 都市高速鉄道なにわ筋線沿い建築物 (同上)
・用途 ()・構造()・工作物の概要()	□ 附置義務自転車駐車場 (建設局総務部管理課) ○ 航空法49条 (関西エアポート㈱または八尾空港事務所
・共同住宅の住宅戸数 ()戸 (ワンルーム、35㎡以下の事務所 戸 ファミリー 戸)	□ 景観法 (計画部都市計画課(都市景観)) □ 屋外広告物法 (建設局総務部管理課
)指定建蔽率()% 指定容積率()%	◇ 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等 (同上) □ 危険物 (所轄消防署)
・防火地域(□防火地域 □ 準防火地域 □ 法第22条地域)	□ 狭あい道路拡幅整備 (都市整備局住環境整備課) □ 一定規模以上の商業店舗 (経済戦略局産業振興課
その他の区域、地域、地区 (□ 風致地区 □ 臨港地区 □ 地区計画 □)	○ HOPEゾーン区域 (都市整備局住宅政策課) □
☆ 法43条 ◇ 法44条 ◇ 法48条 ◇ 法56条の2 ◇ 法59条の2 ◇ 法86条	◇ 許可·認定
許可・認定等 □ 都計法53条 □ その他()	関係機関意見記入欄 ◇ 検査済証交付に関する意見書 有
盛土規制法第12条第1項の規定が適用される建築物 (□ 該当 □ 非該当(判定済) □ 非該当(自主※))	<u> </u>
※ □ 確認申請図書の配置図に、「盛土規制法第12条第1項の規定が適用される建築物ではない」と記載しました。	
計画概要に関する調査事項は次のとおりです。	余白がない場合は裏面に記入願います。
1. 道路関係 (建築指導部建築企画課(道路指定))	
道 道路種別の確認は『マップナビおおさか』の指定道路図【道路参考図】でご確認ください。	
路 『マップナビおおさか』で検索 (URL: https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/)	一定規模の建築物及び建築設備は、定期調(検)査報告書の提出が必要となります。